

報 告 第 5 号

新居浜市第2期障がい者計画の策定について

新居浜市第2期障がい者計画を策定したので、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第8項の規定により報告する。

平成27年5月15日提出

新居浜市長 石川 勝 行

新居浜市第2期障がい者計画

参照条文

障害者基本法（昭和45年法律第84号）抜粋

（障害者基本計画等）

第11条（省略）

2（省略）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4、5（省略）

6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

7（省略）

8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9（省略）